

九州地区病弱虚弱教育研究連盟規約(案)

第一章 名称と事務局

第1条 本連盟は、九州地区病弱虚弱教育研究連盟（略称、九病連）と称する。

第2条 事務局は、原則として、理事長所在地に置く。

第二章 目的と事業

第3条 本連盟は、九州地区の病弱虚弱教育の研究推進、ならびに相互の連絡連携を緊密にし、病弱虚弱教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 九州地区組織活動の拡充強化と、病弱虚弱教育の研究推進
- (2) 研究協議会の開催、研究調査の実施、通信等の発行
- (3) 会員相互の連絡連携
- (4) その他必要な事項

第三章 会 員

第5条 本連盟の会員は、病弱者のための特別支援学校（分校を含む）及び病弱・身体虚弱者のための特別支援学級等の教職員、病院（園）の職員（院長・園長を含む）等、本連盟の目的に賛同する者とする。

第四章 役員と組織

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名（校長）
- (2) 副理事長 1名（校長）
- (3) 理事 理事長、副理事長、監査員以外の各特別支援学校校長
- (4) 監査員 2名（校長）
- (5) 庶務 2名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事に事故等あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、事業計画を立て、その運営と会務を審議する。
- (4) 監査員は、会計を監査する。
- (5) 庶務は、庶務会計事務に当たる。

第8条 役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、理事会において選出する。
- (2) 副理事長は、理事会において選出する。
- (3) 理事は、理事長、副理事長、監査員以外の各特別支援学校校長とする。
- (4) 監査員は、理事会において選出する。
- (5) 庶務は、事務局校の副校長又は教頭、及び事務長とする。
- (6) 役員の仕事は、1か年とする。ただし再任を妨げない。なお補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第9条 本連盟に顧問を置くことができる。

第五章 会 議

第10条 総会は、理事長が招集し、毎年1回開くものとする。

2 総会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の報告、並びに審議・承認
- (2) 予算及び決算の審議・承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の承認
- (5) その他、必要なことから

第11条 理事会は、理事長が招集し、毎年3回開くものとする。必要がある場合には、臨時に開くことができる。

2 理事会は、各特別支援学校長で構成する。

3 理事会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選出
- (5) 顧問の推薦
- (6) その他、本会の会務に関する重要事項

第12条 会議の議長は、その都度、役員の中から選出する。

第13条 決議は、出席者の過半数によるものとする。

第六章 会 計

第14条 本連盟の会計は、負担金及び補助金、寄付金をもって充てる。負担金は、毎年6月までに納入するものとする。負担金の額に変更が必要な場合は、前年度の総会で決定し、翌年度から適用する。

第七章 付 則

- (1) 本規約遂行に必要なときは、細則を設けることができる。
- (2) 本規約は、昭和51年4月1日より施行する。
- (3) 本規約は、平成2年10月12日、一部改正（病虚弱を病弱虚弱と改める。）
- (4) 細則は、平成5年2月3日、一部改正（理事長及び監査の選出は総会前日の理事会ではなく、第1回の理事会で選出と改める。）
- (5) 本規約は、平成16年8月26日、一部改正（第6条について、役員の監査を監査員と改める。）
- (6) 本規約は、令和元年8月21日、一部改正（第三章の会員の表記、第四章の役員について(理事を他の役員でない特別支援学校長全員に、「幹事」の名称を「庶務」に)、第五章に理事会を加え、第六章の負担金納入期限・金額の変更について改める。)

九州地区病弱虚弱教育研究連盟細則

- 1 九州地区病弱虚弱教育研究連盟規約第8条（1）
理事長の選出は、第1回の理事会で、当番県の学校長から選出する。
- 2 九州地区病弱虚弱教育研究連盟規約第8条（4）
監査員の選出は、第1回の理事会で、前年度の監査員より1名と次期当番県以外の学校理事から計画に従って選出する。
- 3 九州地区病弱虚弱教育研究連盟規約第五章会議
本連盟の会議の成立は、出席者数にこだわらないものとする。
- 4 当番県関係病院（園）の院長を顧問とすることができる。

九州地区病弱虚弱教育研究連盟負担金（年間）

特別支援学校 5,000円

※平成15年度総会において平成16年度から病弱学級の負担金を1,000円と決定。

※平成29年度第3回理事会で、特別支援学校以外（分校・分教室及び病弱通級指導教室から）の本連盟への負担金はなしと確認。令和元年度の総会において決定。